

求職中のひとり親家庭のお母さん等の優先的な受け入れについて

各委託訓練（知識習得コース）募集時に、下記対象者に該当するひとり親家庭のお母さん等は、優先的に受け入れを行います。

対象コース：1 か月を超えるすべての知識習得訓練（OA 総務実践コースは対象外）

対 象 者：以下のイ及びロのいずれも満たす者

イ 就労経験のない又は就労経験に乏しい、いわゆる長期失業状態にある母子家庭の母及び父子家庭の父（以下「母子家庭の母等」という。）並びに自立支援プログラムに基づき、福祉事務所を通じて受講を希望する児童扶養手当受給者又は生活保護受給者である母子家庭の母等。なお、母子家庭の母等並びに児童扶養手当受給者の範囲は、原則雇用対策法施行規則第2条第2項第8号及び同項第8号の2に規定する者とする。（要件を確認するために書類の提出をお願いする場合があります。）

ロ 公共職業安定所に求職申込みを行っている者。

受 入 数：1 コースにつき 1 名

- ・母子受講希望者が複数いる場合、試験の結果成績上位の者1名を母子枠の対象者とする。
- ・選考試験の結果、合格基準を満たしていない場合、受け入れられない。

託児サービスについて

訓練を受講することによって、本人、同居親族その他の者が児童を保育することができない方を対象に託児サービスを実施します。（未就学児童のみ）

対象コース：OAビジネス初級・OA ビジネスレベルアップ・OA 事務経理レベルアップコース
医療事務コース・介護職員初任者研修コース・OA 総務実践コース・WEB OA事務コース

対 象 者：対象コースの訓練受講者

- （1）就学前の児童の保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう。以下同じ。）であって、職業訓練を受講することによって、当該児童を保育することができない者、かつ、同居親族その他の者が当該児童を保育することができない者
なお、就学前の児童とは、就学前の児童とし、次の①、②に分類されること。

①乳児：満1歳に満たない者

②幼児：満1歳から、小学校就学の始期に達するまでの者

- （2）専門校の長が、利用希望者から提出された託児サービス利用申込書等に基づき、当該訓練受講に際し、託児サービスの利用が必要であると認めた者

なお、託児サービス利用希望者は、託児サービス利用申込書（別紙1）を訓練の受講申込書（入校願書）と一緒に公共職業安定所に提出することとする。

おって、託児サービスの必要性については、本人からの聴取により確認することとする。

受 入 数：1 コースにつき 1 名

【今治地域の託児サービス対象業者について】

認可外保育施設のうち、愛媛県の証明書交付施設で、以下の施設が該当します。

・特定非営利法人愛児園マミーランド（今治市蔵敷町 2-11-18） 7：20-19：00

- ・空き状況により託児サービスが受けられないことがある。
- ・対象児童は未就学児童のみ。
- ・訓練を受講した日のみ利用可能。
- ・受け入れ希望があった場合、訓練委託先が、都度、空き状況を問い合わせ、実施する。
- ・保育施設までの送り迎えは、保護者が行う。
- ・食事・軽食（ミルク、おやつを含む）代等については、保護者が負担する。

